平成２６年（フ）第４３５８号
大阪府八尾市八尾木４丁目６番地　グランドメゾン曙111号
債務者　藤岡　千恵（旧姓原田・山田）
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５３７号
大阪府豊中市稲津町１丁目５番26―203号
債務者　緒方　浩二
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５４８号
大阪府東大阪市三島３丁目７番３号、前住所東京都三鷹市上連雀１丁目16番21号レオパレスプレミール三鷹202
債務者　藤川　涼介
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８１０号
千葉県市原市五井西１―11―６　ハイツ　モリＣ―２、住民票上の住所千葉県市原市飯沼168番地１
債務者　ＰＵＬＧＡＲＩＮ　ＥＳＣＯＢＡＲ　ＬＵＺ　ＥＳＴＥＬＡ
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月19日午前11時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８５８号
東京都三鷹市中原４丁目35番１―203号
債務者　佐原　昇一
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８６１号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡４丁目42番地１コーポやよい202号
債務者　佐藤　惠子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８９２号
東京都八王子市めじろ台２丁目28番地７コーポ鈴木102号
債務者　辻　　裕子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９００号
東京都多摩市落合６丁目15番地の10ハイツ小野路111
債務者　宮本真理子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４８６号
横浜市鶴見区東寺尾４―５―１―509、住民票上の住所川崎市川崎区浜町１丁目13番15―402号　ダイアパレス川崎
債務者　中村　大輔
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３２号
静岡市清水区由比町屋原334番地の28
債務者　菅谷真利子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７７号
川崎市多摩区宿河原１丁目26番24号　フラッツ京明105
債務者　黒田さやか
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３８０号
川崎市川崎区大師河原１丁目１番12―1205号　ミラリオ大師河原２号
債務者　棚原　明子（旧姓玉川こと劉）
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４０２号
川崎市高津区坂戸１丁目21番６号
債務者　椎名　広志
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４１８号
川崎市川崎区浅田２丁目２番５号　飯塚アパート202
債務者　矢田るり子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４２７号
川崎市高津区下作延６丁目16番１―214号　日向住宅
債務者　加藤由紀夫
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係